特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
34	養育医療に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東大阪市は、養育医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

東大阪市長

公表日

令和8年10月30日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	養育医療に関する事務
②事務の概要	母子保健法に基づき、種々の未熟性があり、家庭保育が困難なため、入院治療を必要とする未熟児に対して、その未熟性がなくなり、健康に成長することを期待して、医療の給付を行う。
③システムの名称	1. 母子保健システム 2. 共通基盤システム 3. 中間サーバー 4. 団体内統合宛名システム

2. 特定個人情報ファイル名
未熟児養育医療情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）第9条第1項（別表70の項）

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	＜情報照会の根拠＞ ・番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95の2及び96の項 ＜情報提供の根拠＞ ・番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、125及び161の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	東大阪市健康部保健所母子保健課
②所属長の役職名	母子保健課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒577-8521 大阪府東大阪市荒本北一丁目1番1号 東大阪市市長公室広報広聴室市政情報相談課　電話番号06-4309-3123

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒578-0941 大阪府東大阪市岩田町四丁目3番22-300号 東大阪市健康部保健所母子保健課　電話番号072-970-5820

9. 規則第9条第2項の適用	[　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない（入手） []接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、養育医療に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・ 申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・ 特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・ 個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄等	

9. 監査		
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　［　 ］ 内部監査　［　 ］ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　十分に行っている　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**［　］全項目評価又は重点項目評価を実施する**	
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	［　十分である　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	健康管理システムへのアクセスが可能な職員は、ICカードとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	4.情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号（別表第二の97の項）	・番号法第19条第8号（別表第二の97の項）	事前	番号利用法の改正に伴い19条7号を8号に修正
令和5年10月1日	Ⅰ．5．評価実施機関における担当部署①部署	東大阪市健康部保健所母子保健・感染症課	東大阪市健康部保健所母子保健課	事前	令和5年10月1日付組織機構再編に伴い、部署名を修正
令和5年10月1日	Ⅰ．5．評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	母子保健・感染症課長	母子保健課長	事前	令和5年10月1日付組織機構再編に伴い、所属長の役職名を修正
令和5年10月1日	Ⅰ．8．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	東大阪市健康部保健所母子保健・感染症課	東大阪市健康部保健所母子保健課	事前	令和5年10月1日付組織機構再編に伴い、問合せ先を修正
令和7年1月30日	3.個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項（別表第一の49の項）	・番号利用法第9条第1項（別表70の項）	事後	番号利用法の改正に伴い、別表第一の49の項を別表70の項に修正
令和7年1月30日	4.情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	＜情報照会の根拠＞ ・番号法第19条第8号（別表第二の70の項） ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第39条 ＜情報提供の根拠＞ ・番号法第19条第8号（別表第二の26及び87の項） ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条及び第44条	＜情報照会の根拠＞ ・番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表96の項 ＜情報提供の根拠＞ ・番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、125及び161の項	事後	・番号利用法の改正に伴い、別表第二の70の項を、番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表96の項に修正 ・別表第二の26及び87の項を、番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、125及び161の項に修正 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の廃止に伴い、表記を削除
令和7年1月30日	Ⅳ．リスク対策 8．人手を介在させる作業		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、養育医療に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・ 申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・ 特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・ 個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄等	事後	様式改正に伴う項目の追加
令和7年1月30日	Ⅳ．リスク対策 11．最も優先度が高いと考えられる対策		健康管理システムへのアクセスが可能な職員は、ICカードとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式改正に伴う項目の追加
令和8年10月30日	Ⅰ．4情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	＜情報照会の根拠＞ ・番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表96の項	＜情報照会の根拠＞ ・番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95の2及び96の項	事前	情報連携可能な事務手続が追加されたことによる変更